

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成28年4月改訂

兵 庫 県

目次

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について	
（1）策定の背景	2
（2）目的	3
（3）計画期間	3
（4）対象物	4
（5）基本方針	4
第2章 PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	
（1）現状	5
（2）平成39年3月までのPCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	7
第3章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項	
（1）PCB 廃棄物の処理の体制	10
（2）PCB 廃棄物の処理の体制の確保のための方策	11
第4章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項	
（1）保管事業者等への指導	13
（2）計画的な処理を促進するための事前指導の実施	13
（3）収集運搬を行う者への指導	14
（4）関係地方公共団体との連携	14
（5）PCB 廃棄物の広域的な処理の体制	14
（6）微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進	14
（7）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成	14
（8）県民、事業者等の理解を深めるための方策	15

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について

(1) 策定の背景

① ポリ塩化ビフェニル問題の発生

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、不燃性であるなどの性質を有し、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙（ノンカーボン紙）など、幅広い分野で使用されてきた。しかし、昭和43年に食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が大きな社会問題となった。

このため、国は、昭和47年にPCBを使用する製品の生産中止を製造会社に要請し、PCBの製造会社に対して熱媒体用PCBの回収を指示した。当時、高砂市においてPCBを製造していた鐘淵化学工業(株)高砂工業所（現：(株)カネカ高砂工業所）は、PCBの生産を中止するとともに、各地から液状廃PCBの回収を行い、5,541tを保管した。しかしながら、その後、国による魚介類のPCB汚染状況の公表等により、漁業関係者は深刻な影響を受ける事態に至った。

一方、昭和60年6月、県及び高砂市は、鐘淵化学工業(株)高砂工業所に集められた液状廃PCBが地震等により流出する災害を未然に防止するため、国に対してPCBの安全な処理方法の確立を要請し、国は、同年12月、液状廃PCB高温熱分解処理試験を実施し、安全性を確認した。県はこの結果を受けて、鐘淵化学工業(株)によるPCBの高温熱分解処理を認め、同社は高砂工業所内において、県、市、地域住民の監視のもと、昭和62年11月から平成元年12月にかけて高温熱分解処理により国内で初めてPCB約5,500tを処理した。しかし、その後、PCB廃棄物は、事業者による保管が継続し、紛失や漏出等による汚染が全国的に懸念される状況となった。

② 県の取組

県においては、昭和48年12月、PCBによる環境汚染の防止と県民の健康保護のため、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の取扱いの規制に関する条例」を全国で初めて制定した。この条例に基づき、PCB又はPCB使用製品を使用し、又は保有している者に対してその届出及び保管基準の遵守について指導を行ってきた。

また、平成4年に廃PCB汚染物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく特別管理産業廃棄物に指定されたことを受け、平成4年に保管状況の調査を行い、適正な保管について保管事業者を指導してきた。

③ PCB対策に関する法整備及び処理体制の構築

世界的にも一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたことを背景とし、国際的な取組が始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が平成13年に採択された。条約では、PCBに関して平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており、我が国は平成14年8月に条約を受諾した。

このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関

する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対して平成 28 年 7 月までの PCB の適正処理を義務付けるとともに、平成 15 年 4 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定し、全国的、広域的な処理体制の仕組みや安全性確保のための施策を定めた。

さらに、環境事業団法が改正され、平成 16 年に国の出資による日本環境安全事業(株)（現：中間貯蔵・環境安全事業(株)^{*1}、以下「JESCO」という。）が発足した。

④ PCB 廃棄物の処理の開始

JESCO による PCB 廃棄物の処理は、平成 16 に北九州事業所、平成 17 年に豊田事業所及び東京事業所、平成 18 年に大阪事業所、平成 20 年に北海道事業所がそれぞれ操業を開始し、化学処理方式によるトランス・コンデンサ等の PCB 廃棄物の処理が行われている。

しかし、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による PCB 処理は、処理事業開始後に、処理困難な PCB 廃棄物への対応や作業員への安全対策等、処理施設の設置時には想定していなかった課題が発生したため、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況となった。

このため、国において平成 24 年 12 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」（以下「法施行令」という。）が改正され、PCB の処理期限が平成 39 年 3 月に延長された。また、平成 26 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を変更し、JESCO における計画的処理完了期限を平成 34 年 3 月と設定し、一日も早い処理完了に向けて必要な事項を定めるとともに、安定器等・汚染物については、北九州及び北海道の 2 拠点においてプラズマ熔融分解法により処理することとされた。近畿 2 府 4 県に存する安定器等・汚染物は、平成 27 年度より北九州事業において処理が行われている。

これらを踏まえ、県は、このたび、広域処理施設における県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図るため、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」を改訂したものである。

（2）目的

本計画は、特別措置法第 7 条の規定に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即し策定したものであり、本県の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な PCB 廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

（3）計画期間

法施行令に定める PCB 廃棄物の処理期限である平成 39 年 3 月までとする。

^{*1} 中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) : 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づき、国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社の PCB 廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社

(4) 対象物

特別措置法第2条第1項に定める PCB 廃棄物^{※1}のうち、兵庫県内において保管されているもの及び現在県内で使用されている PCB が使用されている製品（以下「使用製品」という。）とする。

(5) 基本方針

本処理計画は、国の基本計画、JESCO による PCB 廃棄物処理体制の整備状況等に基づき、次の事項を基本方針とする。

- ① 本県に保管されている高濃度 PCB 廃棄物^{※2}及び現在使用中で今後発生が見込まれる全ての高濃度 PCB 廃棄物について、事業者が自ら処分するものを除き、表-1により JESCO の各事業所において処分する。

表-1. JESCO における PCB 廃棄物の処理方針

処理対象物	施設名称	計画的処理完了期限
高圧トランス・高圧コンデンサ類 廃 PCB・PCB を含む廃油 安定器等・汚染物 (小型電気機器の一部に限る。)	大阪 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
安定器等・汚染物 (上記以外)	北九州 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
ポリプロピレン(PP)等を使用したコンデンサの一部	豊田 PCB 処理事業所	平成 35 年 3 月 31 日

- ② 本県に保管されている低濃度 PCB 廃棄物^{※3}及び現在使用中で平成 39 年 3 月までに発生が見込まれる全ての低濃度 PCB 廃棄物を、国から無害化処理施設^{※4}の認定を受けた施設、及び都道府県知事等の許可による施設において、法施行令で定める平成 39 年 3 月 31 日までに処分する。
- ③ 国が策定した「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく安全で効率的な収集運搬体制を構築する。

なお、処理計画は、国の基本計画の改定及び PCB の処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

^{※1} 特別措置法第2条第1項に定める PCB 廃棄物：PCB、PCB を含む油又は PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

^{※2} 高濃度 PCB 廃棄物：PCB を封入した廃コンデンサ（安定器の内部に使用されたコンデンサを含む。）、PCB と絶縁油を混合して封入した廃トランス、廃 PCB、感圧複写紙等 PCB を意図的に使用した PCB 廃棄物で、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超える廃棄物

^{※3} 低濃度 PCB 廃棄物：PCB を使用していないとする電気機器等であって、微量の PCB によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器」という。）及び PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物（微量 PCB 汚染廃電気機器等を除く）

^{※4} 無害化処理施設：廃棄物処理法第15条の4の4の規定に基づき、高度の技術を用いた無害化処理として環境大臣が認定した施設

第2章 PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 現状

① PCB 廃棄物の保管量

PCB 廃棄物を保管する事業者は、特別措置法第8条の規定により、毎年度末の保管状況等を翌6月末までに都道府県知事又は政令市^{*1}長に届出ることが義務づけられている。

県及び県内の政令市に届出された平成26年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管状況は、表-2-1、表-2-2のとおりである。

表-2-1. 高濃度 PCB 廃棄物の保管状況

(H26.3.31 現在)

廃棄物の種類	兵庫県（政令市含む）	
	保管事業場数	保管量
高圧トランス	57	186 台
低圧トランス	10	18 台
高圧コンデンサ	1,035	4,934 台
低圧コンデンサ	101	19,616 台
柱上トランス	3	4 台
安定器	435	132,868 台
廃 PCB	13	2,064 kg
PCB を含む廃油	27	22,297 kg
感圧複写紙	4	5,223 kg
ウエス	22	4,205 kg
汚泥	11	5,229 kg
その他機器	36	423 台
その他汚染物	40	115,119 kg

注1) 保管事業場数は、廃棄物の種類毎に集計しているため、同一の事業場が複数の種類のPCB廃棄物を保管している場合、保管事業場数に重複が生じる。

^{*1} 政令市：特別措置法施行令第4条に定める市であり、県内では神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市が該当する。

表－２－２．低濃度 PCB 廃棄物の保管状況^{※1}

(H26.3.31 現在)

廃棄物の種類	兵庫県（政令市含む）	
	保管事業場数	保管量
高圧トランス	414	1,458 台
低圧トランス	68	434 台
高圧コンデンサ	706	4,483 台
低圧コンデンサ	171	14,307 台
柱上トランス	17	1,830 台
安定器	277	65,160 台
廃 PCB	21	7,456 kg
PCB を含む廃油	165	376,319 kg
感圧複写紙	19	12,600 kg
ウエス	129	42,595 kg
汚泥	41	1,404,150 kg
その他機器	649	7,373 台
その他汚染物	149	1,032,826 kg

注 1) 保管事業場数は、廃棄物の種類毎に集計しているため、同一の事業場が複数の種類の PCB 廃棄物を保管している場合、保管事業場数に重複が生じる。

② 使用の状況

保管事業者から届出のあった平成 26 年 3 月 31 日現在の PCB 使用製品の種類別の使用量は表－３－１、表－３－２のとおりである。

なお、ここに計上されていない使用製品でも、使用事業者が PCB 使用製品であることを認識せず使用している場合があり、今後増加することが考えられる。

^{※1} 保管状況の中には、高圧トランス、高圧コンデンサ、その他機器等のうち、微量の PCB により汚染されたもの等の識別がつかないものも存在する。

表－３－１．高濃度 PCB 使用製品の使用状況

(H26. 3. 31 現在)

使用製品の種類	兵庫県（政令市含む）	
	使用事業場数	使用量
高圧トランス	2	2 台
低圧トランス	0	0 台
高圧コンデンサ	71	173 台
低圧コンデンサ	2	11 台
柱上トランス	0	0 台
安定器	21	2,425 台
その他機器	2	47 台

注 1) 使用事業場数は、使用製品の種類毎に集計しているため、同一の事業場が複数の種類の使用製品を使用している場合、使用事業場数に重複が生じる。

表－３－２．低濃度 PCB 使用製品の使用状況

(H26. 3. 31 現在)

使用製品の種類	兵庫県（政令市含む）	
	使用事業場数	使用量
高圧トランス	91	513 台
低圧トランス	10	356 台
高圧コンデンサ	48	121 台
低圧コンデンサ	7	96 台
柱上トランス	1	10,000 台
安定器	24	2,714 台
その他機器	140	765 台
その他汚染物	8	4,253 kg

注 1) 柱上トランスは、関西電力(株)が保有している使用量の概算数量を示しており、兵庫県外に存在するものを含んでいる。

注 2) 使用事業場数は、使用製品の種類毎に集計しているため、同一の事業場が複数の種類の使用製品を使用している場合、使用事業場数に重複が生じる。

(2) 平成 39 年 3 月までの PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

使用中の PCB 使用製品は、法施行令に基づく処理期限である平成 39 年 3 月までに順次使用が中止され、PCB 廃棄物として処理する必要がある。

PCB 廃棄物の処分量は、保管量 ((1)①) と使用量 ((1)②) の合計量と見込まれ、廃棄物の種類ごとの保管量、発生量及び処分量の見込みを次のとおりとする。

① 高濃度 PCB 廃棄物（安定器等・汚染物を除く）

県内の高濃度 PCB を使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）、廃 PCB 及び PCB を含む廃油については、平成 20 年度から JESCO 大阪 PCB 処理事業所において処理さ

れている。

この事業所の計画的処理完了期限である平成 34 年 3 月までの保管量、発生量及び処分量の見込みは表－4－1 のとおりとする。

なお、JESCO における長期処理の見通しでは、大阪 PCB 処理事業所の処理能力は、トランス類 352 台/年、コンデンサ類 7,000 台/年となっており、処理期限内に処理が完了する見込みとされている。

表－4－1. 高濃度 PCB 廃棄物（安定器等・汚染物を除く）の処分量の見込み

(H26.3.31 現在)

廃棄物の種類	保管量 ((1)①)	発生量 (使用量) ((1)②)	処分量の見込み	
			H20～H25 (処理実績)	H26～H33 (計画)
高压トランス	186 台	2 台	298 台	188 台
低压トランス	18 台	0 台		18 台
高压コンデンサ	4,934 台	173 台	13,700 台	5,107 台
低压コンデンサ	19,616 台	11 台		19,627 台
柱上トランス	4 台	0 台	—	4 台
廃 PCB	2,064 kg	—	31,400 kg	2,064 kg
PCB を含む廃油	22,297 kg	—		22,297 kg

② 安定器等・汚染物

安定器等・汚染物のうち小型電子機器の一部は、JESCO 大阪 PCB 処理事業所において処理されており、それ以外のものは、同社北九州 PCB 処理事業所において処理されている。これらの事業所の計画的処理完了期限である平成 34 年 3 月までの保管量、発生量及び処分量の見込みは表－4－2 のとおりとする。

なお、JESCO における長期処理の見通しでは、北九州 PCB 処理事業所の処理能力は 700t/年となっており、処理期限内に処理が完了する見込みとされている。

表－4－2. 安定器等・汚染物の処分量の見込み

(H26.3.31 現在)

廃棄物の種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量の見込み
安定器	132,868 台	2,425 台	135,293 台
感圧複写紙	5,223 kg	0 kg	5,223 kg
ウエス	4,205 kg	0 kg	4,205 kg
汚泥	5,229 kg	0 kg	5,229 kg
その他機器	423 台	47 台	470 台
その他汚染物	115,119 kg	0 kg	115,119 kg

③ 低濃度 PCB 廃棄物

低濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は各都道府県知事が許可する処理施設において処理されている。

法施行令に基づく処分期限である平成 39 年 3 月までの保管量、発生量及び処分量の見込みは表－４－３のとおりとする。

表－４－３．低濃度 PCB 廃棄物の処分量の見込み (H26.3.31 現在)

廃棄物の種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量の見込み
高圧トランス	1,458 台	513 台	1,971 台
低圧トランス	434 台	356 台	790 台
高圧コンデンサ	4,483 台	121 台	4,604 台
低圧コンデンサ	14,307 台	96 台	14,403 台
柱上トランス	1,830 台	10,000 台	11,830 台
安定器	65,160 台	2,714 台	67,874 台
廃 PCB	7,456 kg	－	7,456 kg
PCB を含む廃油	376,319 kg	－	376,319 kg
感圧複写紙	12,600 kg	0 kg	12,600 kg
ウエス	42,595 kg	0 kg	42,595 kg
汚泥	1,404,150 kg	0 kg	1,404,150 kg
その他機器	7,373 台	765 台	8,138 台
その他汚染物	1,032,826 kg	4,253 kg	1,037,079 kg

注 1) 柱上トランスの発生量 (使用量) は、関西電力(株)が保有している使用量の概算数量を示しており、兵庫県外に存在するものを含んでいる。

第3章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

(1) PCB 廃棄物の処理の体制

① 高濃度 PCB 廃棄物

高濃度 PCB 廃棄物は、表－5 のとおり JESCO の各処理事業所において処理が行われている。

本県に保管されているトランス・コンデンサ類、廃 PCB 等及び小型電気機器の一部は大阪 PCB 処理事業所において処理が行われている。また、ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部は豊田 PCB 処理事業所において処理が行われている。

安定器等・汚染物は、平成 27 年 4 月から北九州 PCB 処理事業所において処理が開始されている。

表－5. JESCO による処理事業の概要（本県に関するもの）

施設名称	大阪 PCB 処理事業所	北九州 PCB 処理事業所	豊田 PCB 処理事業所
所在地	大阪府大阪市此花区北港白津 2 丁目	福岡県北九州市若松区響町 1 丁目	愛知県豊田市細谷町三丁目 1 番地 1
処理対象物	①トランス・コンデンサ類 ②廃 PCB 等 ③小型電気機器の一部	安定器等・汚染物	ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部
処理方式	真空加熱分離法 ^{※1} 脱塩素化分解法 ^{※2}	プラズマ溶融分解法 ^{※3}	脱塩素化分解法
処理能力	約 2 t/日 (PCB 分解量)	約 10.4 t/日 (安定器等・汚染物量)	約 1.6 t/日 (PCB 分解量)
事業開始時期	平成 18 年 10 月	平成 21 年 7 月	平成 17 年 9 月
計画的処理完了期限	平成 34 年 3 月 31 日	平成 34 年 3 月 31 日	平成 35 年 3 月 31 日

注 1) 北九州 PCB 処理事業所は、安定器等・汚染物の処理に関する事項のみを記載している。

注 2) 豊田 PCB 処理事業所は、ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部の処理に関する事項のみを記載している。

② 低濃度 PCB 廃棄物

低濃度 PCB 廃棄物は、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可による施設により処理が行われている。

平成 27 年 12 月末現在において、無害化処理認定施設は全国に 27 施設あり、県内に所在する無害化処理認定施設は表－6 のとおりである。これらの施設は環境省のホームページにおいて公開されている。

都道府県知事等の許可による処理施設は全国に岡山県内の 2 施設のみである。

※1 真空加熱分離法：密閉・真空中で加熱することにより、PCB を気化させて分離する前処理の方法。処理後、シャワー油（冷油）で分離した PCB を回収し、化学処理等により分解処理を行う。

※2 脱塩素化分解法：PCB と薬剤等を十分に混合し、PCB の塩素を水素や水酸基等に置き換えて分解する方法。穏やかな条件下での処理が行うことが可能で、反応中にダイオキシン類・排水が発生しない。

※3 プラズマ溶融分解法：プラズマトーチを熱源として、安定器等・汚染物を高温下において溶融分解する方法。PCB を含む有機物を二酸化炭素、水、塩化水素、又は一酸化炭素、水素等の可燃ガスに分解・脱塩素化し、金属等の無機物を溶融する。

表－６． 県内の環境大臣認定の無害化処理認定施設

事業者名	神戸環境クリエート(株)	関電ジオレ(株)
所在地	神戸市長田区苅藻島町	尼崎市東浜町
施設の種類	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設
処理能力	・廃 PCB 等及び PCB 処理物（廃油に限る） 9.00kL/日 ・PCB 汚染物及び PCB 処理物（廃油を除く） 1.50t/日	・廃 PCB 等 7.68kL/日
処理方式	焼却（ロータリーキルン・ストーカ炉燃焼方式）	焼却（ロータリーキルン焼却方式）
認定年月日	平成 26 年 2 月 21 日	平成 25 年 7 月 11 日

注）この他、(株)かんでんエンジニアリング及び(株)神鋼環境ソリューションが、移動式の洗浄施設として処理する事業場毎に認定を受けている。

③ 電力会社による処理

関西電力株式会社は、微量の PCB が混入している柱上トランスの絶縁油と柱上トランスケースを処理するため、大阪市内に柱上変圧器資源リサイクルセンターを設置し、平成 15 年から処理を行ってきた。

同センターは、当初目標としていた数量の処理が完了したため、平成 27 年 7 月に処理施設を廃止した。

残りの低濃度 PCB 廃棄物は、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可による施設により処理されている。

（２）PCB 廃棄物の処理の体制の確保のための方策

国においては、保管事業者及び収集運搬を行う者による安全かつ効率的な PCB 廃棄物の収集運搬を確保できるよう必要な技術事項を「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）として策定した。

また、JESCO においては、搬入者が処理施設に PCB 廃棄物を搬入する際に遵守しなければならない基準として、各 PCB 処理事業所に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」（以下「受入基準」という。）を定めている。

県及び政令市は、保管事業者及び収集運搬を行う者が、ガイドライン及び受入基準を遵守することにより、PCB 廃棄物の収集運搬の安全性の確保に努める。さらに、県及び政令市は、JESCO の各 PCB 処理事業所における処理体制を確保するため計画的な収集運搬体制を促進する。

① 収集運搬の安全性の確保

ア) 保管事業者・収集運搬業者に対するガイドラインの遵守指導

県及び政令市は、PCB 廃棄物の保管事業者や収集運搬事業者を対象に、積込み・積下し等収集運搬の各段階における PCB 廃棄物の取り扱いに係る留意事項等を定めたガイドラインを周知する。

また、JESCO の各 PCB 処理事業所への収集運搬に当たっては、ガイドライン及び受入基準に基づき保管場所での積込みから処理施設での積下しまで、運搬が安全に行われる

よう収集運搬業者を指導し、安全性の確保に努める。

イ) 廃棄物処理法等に基づく立入指導

県及び政令市は、保管事業者の PCB 廃棄物が収集運搬中に漏洩することを防止するため、保管事業者に対して廃棄物処理法等に基づき立入検査を実施し、保管状態を把握する。また、収集運搬を行う者が収集運搬中の漏洩防止のために必要な措置を実施するよう立入検査を行い、適正な指導を行う。

ウ) 緊急時の措置

県及び政令市は、PCB 廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、関係自治体等と連携し、保管事業者又は収集運搬業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

② 計画的な収集運搬の推進

PCB 廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、県内に少量の PCB 廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、及び PCB 廃棄物の種類が多岐にわたっていることから、処理施設の規模に応じた適正かつ計画的な搬入が確保されるよう調整する必要がある。このため、県及び政令市は、計画的な収集運搬を図るため、保管事業者に対する指導を行う。

ア) 効率的な収集運搬

PCB 廃棄物の処理に当たっては、処理施設の能力及び稼働状況を勘案し、計画的な処理を行う必要があることから、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、県及び政令市と JESCO が調整して計画的な搬入方針を定めるものとする。

PCB 廃棄物の収集運搬においては、計画的な処理を確保するため、JESCO が適正な搬入管理を行うとともに、保管事業者は、生活環境への影響を抑制するため、効率的な収集運搬を行う。

イ) 運搬経路

PCB 廃棄物の収集運搬を安全かつ確実に行うため、居住地域での運行を可能な限り回避する必要がある。このため、収集運搬を行う者は、JESCO の各事業所において定められている受入基準に基づく搬入経路により搬入する。

ウ) 運搬車両の運行管理

搬入者は、運搬中の事故等の未然防止を図るとともに、事故時の速やかな対応に資するため、JESCO の各 PCB 処理事業所において定められている受入基準に基づき、運搬車両の運行状況を把握できるよう GPS（衛星測位システム）により運行管理を行うとともに、大阪市内、北九州市内又は豊田市内を運搬する場合は、トラブル等不測の事態に速やかに対応できるよう、伴走車を付ける。

第4章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

(1) 保管事業者等への指導

① 保管事業者への指導

県は、特別措置法により保管の届出が義務化される以前に「ポリ塩化ビフェニール(PCB)等の取扱いの規制に関する条例」を制定し、PCB 廃棄物の保管について届出することを事業者にも義務化し、従来から保管状況を把握している。

県は、未届けの PCB 廃棄物がないよう保管事業者にも特別措置法第8条に基づく届出を徹底させるとともに、PCB 廃棄物の保管状況を立入検査により確認し、保管中はもちろんのこと、地震や津波時の自然災害による漏洩や流出等がないように必要な措置を講じるよう指導するとともに、早期の適正処理について指導する。

② 未届事業者の把握

県及び政令市は、未届事業者の把握に努め、県内における未処理の PCB を含む電気機器や PCB 廃棄物を網羅的に把握するとともに、処分期限内の処分に向けての指導等を行う。

なお、近年、PCB を使用していないとするトランス等重電機器^{*1}の一部の機器に微量の PCB に汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになった。このため、県及び政令市は、関係情報を注視し、事業者の保管や適正処理の推進に対し、適切な対応を図る。

③ 使用事業者への指導

県及び政令市は、PCB を絶縁油に使用する電気工作物等の使用・処分の状況を正確に把握するため、経済産業省中部近畿産業保安監督部・中国四国産業保安監督部と連携し、情報を共有化して、PCB 使用製品の使用事業者の把握に努める。

また、PCB の処理期限までの処理を徹底するため、経済産業省近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携して、PCB を含む電気機器を使用する事業者に対して、PCB を含まない電気機器への転換について指導を行う。

併せて、(財)関西電気保安協会等関係業界とも連携し、PCB 廃棄物の適正処理に係る情報の周知に努め、PCB を含む電気機器の早期処理について啓発を行う。

(2) 計画的な処理を促進するための事前指導の実施

PCB 廃棄物等の処理を計画的に進めるため、県及び政令市は JESCO と連携し、処理計画の策定時に、保管事業者や使用者に処理の必要性、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして処理に向けての指導を行う。

また、保管事業者は、年間搬入計画を作成し、計画的な処理に努めるとともに、県及び政令市は、立入検査等を通じて保管事業者への指導を行い、計画的な処理を促進する。

^{*1} 家庭で使う電気機器ではなく、発電施設や工場、ビル等で使用される電気設備

(3) 収集運搬を行う者への指導

県及び政令市は、PCB 廃棄物の収集運搬を行う者に対し、廃棄物処理法で定める PCB 廃棄物の収集運搬に係る規定やガイドライン、JESCO の各 PCB 処理事業所において定める受入基準に従い、適正かつ安全に収集運搬が実施されるよう必要に応じて立入検査を実施し、指導を行う。

(4) 関係地方公共団体との連携

県及び政令市は、PCB 廃棄物の円滑な処理を確保するため、大阪地域 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 PCB 廃棄物広域処理部会、西日本広域調整協議会等において、PCB 廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のため、相互に十分な協議及び調整を行い、確実かつ適正な処理を促進する。

(5) PCB 廃棄物の広域的な処理の体制

本県に保管されているトランス・コンデンサ類及び廃 PCB 等については、拠点的広域処理施設である JESCO の大阪 PCB 処理事業所が処理することを基本とし、ポリプロピレン(PP)等を使用したコンデンサの一部は豊田 PCB 処理事業所において、安定器等・汚染物は北九州 PCB 処理事業所において処理する。

県及び政令市は、PCB 廃棄物広域処理事業の推進を図るため「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 PCB 廃棄物広域処理部会」等において相互に連携して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう調整する。

(6) 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の推進

微量 PCB 汚染廃電気機器等は、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設において処理が行われている。

廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者は、微量 PCB 汚染廃電気機器等を誤って処分しないよう、国、県、政令市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ保管事業者に対して PCB により汚染されているかどうかを確認する等の必要な措置を講じる。

県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量 PCB 汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供する。

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用

県は、中小企業者等が JESCO に委託して処理する高圧トランス・コンデンサ類及び安定器等・汚染物の費用軽減のため、独立行政法人環境再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ引き続き国と協調して拠出する。

また、県及び政令市は、同基金による補助制度について中小企業者等への周知に努め、早期処理の促進を図る。

【参考】平成 28 年 3 月現在の補助内容

中小企業等^{※1} 70%

個人 95%

独立行政法人環境再生保全機構 HP URL

<https://www.erca.go.jp/erca/guide/guide/pcb.html>

(8) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

① PCB 廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

県及び政令市は、特別措置法第 8 条に基づき保管事業者から届け出された PCB 廃棄物の保管及び処理の状況に関する情報を整理し、ホームページ等を活用し、情報を広く公開・提供する。また、JESCO 大阪 PCB 処理事業所では、施設内に設置されている情報公開ルームで、①処理施設の稼働状況、②PCB 廃棄物の処理実績、③モニタリング調査等の情報について見学者等に公開するとともに、同社のホームページを通じて発信している。県としても、同社の情報を受け、県環境部局のホームページ（兵庫の環境）に専用サイトを開設し、処理の進捗状況についても積極的に情報を提供していく。

県環境部局のホームページ URL : <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>

② PCB 廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民、保管事業者及び製造事業者の理解と協力が不可欠であることから、県は、PCB 廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るためのパンフレットを作成するとともに、PCB 廃棄物の処理に関する正しい情報をインターネット等により広く提供し、県民の理解を増進することに努めることとする。

また、県は、県民、保管事業者、製造者及び処理業者等すべての関係者が、PCB による環境リスクに関する科学的な情報を共有できるよう、県のホームページに必要な情報を掲載するとともに、市町等、関係機関の窓口に関係資料を備え付ける。

^{※1} 中小企業者等：会社（みなし大企業は除く。）、個人事業主、中小企業団体、常時使用する従業員数が 100 人以下の法人